

## 府立養護学校の再編整備計画

### 1 はじめに

我が国における現行の特殊教育（障害児教育）の制度は、昭和22年に制定された学校教育法において、盲学校、聾学校、養護学校及び特殊学級（障害児学級）が位置付けられ出発した。その翌年には、盲学校、聾学校の義務制が学年進行で始まり、昭和31年に完成した。また、養護学校の義務教育制度は、昭和54年に一斉に実施された。

本府は、「我が国の特殊教育の発祥の地」と言われており、明治11年に京都府盲啞院を開校し、大正14年には既に盲・啞を分離し、それぞれの障害種別に応じた特別な教育を進めてきた。（盲学校は昭和6年に、聾学校は昭和7年に現在の名称に改められた。）

府内小・中学校の障害児学級については、昭和25年に舞鶴市の三笠小学校に設置されたのを始まりとして、各市町村の障害児教育のセンター的役割を担う学級として整備されてきた。その後、多くの学校に設置され、小・中学校の各校区の学級として充実発展してきており、平成13年度の設置校率は、小学校で約70%、中学校で約90%に及んでいる。

府立養護学校については、昭和42年に肢体不自由児の養護学校として向日が丘養護学校、昭和44年に知的障害児の養護学校として与謝の海養護学校、昭和47年に与謝の海養護学校桃山分校(後に「桃山養護学校」となる。)を開校した。その後、児童生徒数の増加や養護学校の義務制のスタートに伴い、「自宅から通学できる養護学校」を基本理念に、知的障害児と肢体不自由児を対象とする養護学校として、前出の3校に加えて、昭和53年に丹波養護学校、昭和56年に南山城養護学校、昭和59年に中丹養護学校の3校を開校し、府域全体（京都市を除く。）を6つの通学区域とした。

また、病院等に入院している児童生徒が在籍する養護学校として、昭和54年に舞鶴養護学校、昭和55年に丹波養護学校亀岡分校と舞鶴養護学

校北吸分校、昭和61年に城陽養護学校を設置している。更に、昭和63年に山城教育局管内の軽度知的障害児を対象とする通学高等部を城陽養護学校に設置し、通学制の養護学校は現在7校となっている。

このように本府においては、盲・聾・養護学校や障害児学級の計画的な設置を進め、障害児教育の充実を図ってきている。また、そのほかにも通級指導教室の開設（平成5年度）や過年齢を含む高等部訪問教育制度の拡充（平成10年度）などを進め、義務教育段階の障害児教育を受けている児童生徒の比率は1.8%と、全国平均（1.3%）を上回る状況にある。

こうして障害児教育を担う場の充実を図る一方、近年のノーマライゼーションの進展や障害の重度・重複化、多様化、教育の地方分権化など、社会や障害児教育を巡る状況が著しく変化する中で、早期からの教育的対応や障害の状態等に応じたよりきめ細かな教育の推進が求められるなど、児童生徒や保護者のニーズが多様化してきている。

こうした新たな状況に対応するため、府教育委員会では、平成12・13年度の2か年にわたり「府立学校の在り方懇話会」（以下「在り方懇話会」という。）を設置し、社会の変化等に対応した障害児教育の在り方について、幅広く意見をいただくこととした。特に、「府立養護学校の配置の在り方」については、初年度に検討していただき、平成12年12月に「中間まとめ」を受けたところである。

そこで、府教育委員会では、「在り方懇話会」の「中間まとめ」を踏まえるとともに、今後の障害児教育の動向も視野に入れながら、「ノーマライゼーションに対応した養護学校」の機能をより充実させるため、再編整備を進めるにあたっての基本的な計画を策定したものである。

## 2 再編整備の基本的観点

本府においては、昭和56年の国際障害者年を契機として、「京都府国際障害者年長期事業計画」（昭和57年5月）の策定、「京都府福祉のまちづくり条例」の施行（平成7年10月）、「京都府障害者基本計画」の策定（平

成8年3月)など、障害者施策の総合的な推進が図られ、障害のあるなしにかかわらず共に支え合いながら生活していくための社会づくりが進められている。

そうした中であって、府立養護学校は、個々の児童生徒に対して、自立し社会参加するための諸能力を身に付けさせるとともに、様々な交流活動を通じて、地域社会の中に障害児(者)についての正しい理解と認識を培うなど、障害児(者)の社会参加を促進する上で大きな役割を果たしてきている。加えて、平成14年度からの完全学校週5日制の実施や精神障害者への福祉サービスの窓口業務が京都府(保健所)から市町村に移るなど、障害児(者)の地域社会での生活をより重視し、充実させていこうとする新たな状況も生まれてきている。

また、養護学校は従前から比較的障害の重い児童生徒を対象に、特別な配慮の下に教育を進めてきているが、近年、児童生徒の障害が重度・重複化、多様化してきている状況から、「自立と社会参加」に必要な力を、個々の児童生徒に付けていくためには、よりきめ細かな教育的対応が必要になってきている。

こうした状況を踏まえ、今後ノーマライゼーションを一層推進するため、次に示す2つの観点から養護学校の再編整備を進める。

#### (1) 地域社会に密着した養護学校の教育機能の充実

「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」(21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議)においては、「これまでの特殊教育は、盲・聾・養護学校や特殊学級などの特別な場において、障害の種類、程度に応じた適切な教育を行うという考え方に基づいていた。しかし、これからの特殊教育は、児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化及び社会の変化等を踏まえ、一人一人の能力を最大限に伸ばし、自立や社会参加するための基盤となる『生きる力』を培うため、障害のある児童生徒等の視点に立って児童生徒等の特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行うという

考え方に転換する必要がある。」として、今後の障害児教育について、「場に着目した教育」から「ニーズに対応した教育」への方向性が強く示されている。

こうした中で、現在、国においては児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行うため、教育的、心理学的、医学的な観点から養護学校などへの「就学基準」を見直すとともに、市町村教育委員会が障害の種類、程度の判断だけでなく、地域や学校の状況、本人や保護者の意見等を総合的な観点から判断し、合理的な理由がある特別な場合には、地域の小・中学校に就学できるよう「就学手続き」についての見直しも行われている。したがって、これからは、乳幼児教育相談も含め、就学先の選択や地域の小・中学校で学んでいる障害のある児童生徒への指導方法などについて、保護者や教員からの相談ニーズが高まってくることが予想される。

また、「在り方懇話会」からは「障害のある人々の地域生活をより豊かなものにしていくためには、福祉圏域や市町村で関係する行政機関が連携し、ボランティア団体などの協力も得て、障害のある人々を総合的にサポートする体制の整備が強く望まれる。」として、教育的な面からの支援が養護学校に要請されるなど、今後、養護学校は地域社会を構成する公的専門教育機関としての役割が期待されており、より地域に密着していくことが必要となってきている。

## (2) 児童生徒の障害の状態に応じた専門的教育機能の充実

養護学校における最近の傾向としては、移動、食事、排泄、衣服の着脱等について全面的に介助を必要とするような障害の程度が重い児童生徒の割合が増加しているほか、2つ以上の障害を併せ有する者の割合も高くなってきている。

また、自閉や多動などのある知的障害児や、痰の吸引や経管栄養を必要とするいわゆる医療的ケアを要する児童生徒が徐々に増加している。また、病気療養児についても、疾患構成の変化や入院期間

の短期・頻回化が見られるなど、障害の状態等が多様化してきている。

さらには、通学制養護学校においては、地域の中学校からの進学者が相当数いることから、高等部生徒の占める比率が高くなり、障害の状態や発達段階の違いが大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、児童生徒個々の自立と社会参加に向けた一人一人の障害の状態や特性に対応したきめ細かな教育を進めるためには、「在り方懇話会」の「まとめ」にあるように、養護学校の専門的教育機能を向上させることが必要である。

### 3 府立養護学校の再編整備の内容

本府の障害者基本計画の基本理念であるノーマライゼーションの実現に向け、府立養護学校が地域社会から期待されている役割を果たし、児童生徒一人一人の障害の状態や特性に応じた指導を充実させるため、今後、以下の内容について再編整備を進めることとする。

#### (1) 中核的機能を有する養護学校の配置

比較的障害の重い児童生徒にとっては、養護学校で障害の状態や特性に応じたより専門的な教育を受け、自立と社会参加に必要な力を身に付けることとあわせ、身近な地域社会で同世代の子どもたちや異世代の人たちとの交流を通じて、望ましい人間関係を築き、社会性を広げていくことは、ノーマライゼーションを実現していく上で不可欠の要素である。

そのためには、各養護学校は在籍する児童生徒の障害の状況に応じた適切な教育を行うことに加え、児童生徒が居住している地域の学校や関係機関との緊密な連携を図り、多様な交流機会が設定され、かつ、それが日常的・継続的なものに発展していくよう積極的な役割を果たしていくことが必要である。

さらに、障害のある児童生徒への様々な指導の蓄積を生かして、

地域の小・中学校に在籍している障害のある児童生徒の指導方法や指導内容について、教員や保護者からの相談に応じるなど、地域の障害児教育の相談センター的な役割も期待されている。

このように、養護学校は各地域の障害児教育を推進していく上で中核的な役割を果たしていくことが要請されている。こうしたことから、「在り方懇話会」からも、「今後、養護学校が市町村等の関係機関との連携を一層強め、養護学校に在籍する児童生徒と地域社会との結びつきを強めていく取組を進めていくために、現在の通学区域が縮小されるよう、養護学校の配置を見直し、再編整備を図る必要がある。」との意見をいただいている。

そこで、こうした意見を踏まえ、府内を北部・中部・南部の3地域に分けて、通学状況や他の行政圏域との関連等「地域社会に密着した養護学校の教育機能の充実」といった観点から、養護学校の配置を見直し、それぞれの地域毎の再編についての基本方向を示すこととした。

#### < 北部地域 >

北部地域には、現在通学制の養護学校を2校設置しており、その通学区域等は資料1 - 1のとおりである。

(資料1 - 1)

北部地域養護学校(通学制)の状況

<現状>

	所在地	通学区域 市町名	障害保健 福祉圏域	児童生 徒数	人口	面積 (㎡)
中 丹	福知山市 大字私市 小字内溝 8	福知山市	中 丹	91	68,098	264.24
		綾部市		35	38,881	347.11
		三和町		3	4,448	90.53
		夜久野町		2	4,869	100.99
		大江町		4	5,705	96.81
		計2市3町		135	122,001	899.68
与謝の海	与謝郡岩 滝町字男 山小字三 田谷94 5	舞鶴市	丹 後	89	94,050	342.11
		宮津市		22	23,276	169.31
		加悦町		8	7,867	59.05
		岩滝町		2	6,648	11.99
		伊根町		2	3,112	61.98
		野田川町		11	11,078	35.90
		峰山町		13	13,564	67.45
		大宮町		15	10,805	68.93
		網野町		16	16,056	75.07
		丹後町		3	7,164	64.96
		弥栄町		2	6,132	80.38
		久美浜町		12	11,857	145.04
		計2市11町		195	216,229	1,182.17

	SBコ-路	乗車時間別内訳(単位:分)			
		~60	61~70	71~	計
中 丹	夜久野	33	2		35
	大江	18			18
	綾部	18	2		20
	福知山	19	3		22
	三和	22	3		25
		110	10		120
与謝の海	舞鶴白鳥	5	6	13	24
	舞鶴東	1	7	20	28
	舞鶴宮津	21	9		30
	網野峰山	20			20
	加悦	23			23
	弥栄大宮	20	4		24
		90	26	33	149

注1:「児童生徒数」欄は  
平成13年5月1日現在  
の数値

2:「人口」欄は平成12年  
国勢調査による数値

3:SBはスクールバスを  
示す

(平成14年2月1日現在)

## 【学校の状況】

**中丹養護学校**については、

児童生徒数の大半を占める福知山市・綾部市のほぼ中間点に位置している。

児童生徒数は平成5年度の136人をピークにして逡減傾向であったが、12・13年度は増となりピーク時に接近している。

スクールバス通学による乗車時間は、概ね1時間以内である。

通学区域と障害福祉圏域は一致している。

という状況であり、児童・生徒数の増加を見極める必要はあるが、地域社会に密着した機能・役割に十分対応できる。

**与謝の海養護学校**については、

学校は岩滝町に位置しており、通学区域は非常に広い。

児童生徒数のほぼ半数が舞鶴市に居住している。

スクールバス通学による乗車時間は、舞鶴地域を除き概ね1時間以内である。

通学区域と障害保健福祉圏域は舞鶴市を除き一致している。

設立当初京都府域全体の知的障害児を対象に設置された。

という状況である。

児童生徒の身近な地域社会での生活時間を確保しにくい地域があり、現在の通学区域を縮小する必要がある。

## 【再編の基本方向】

中丹養護学校の通学区域は現行どおりとする。

与謝の海養護学校の通学区域については縮小し、舞鶴市を分離する。舞鶴市域を通学区域とする養護学校を新設する。(資料1 - 2 参照)



通学区域の再編（北部）（案）



通学区域	丹後教育局管内	与謝教育局管内	舞鶴市
現状		与謝の海養護学校 (204人)	
再編後	(103人)		(101人)

丹後教育局管内...峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町  
 与謝教育局管内...宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町  
 児童生徒数は、平成14年5月1日現在。

< 中部地域 >

中部地域には、現在、通学制の養護学校として丹波養護学校を設置している。通学区域等は資料2 - 1のとおりである。また、重症心身障害者施設「花の木学園」に入所している児童生徒を対象にして丹波養護学校亀岡分校を設置している。

(資料2 - 1)

中部地域養護学校(通学制)の状況

< 現状 >

	所在地	通学区域 市町名	障害保健 福祉圏域	児童生 徒数	人口	面積 (㎡)
丹波	船井郡八 木町柴山 坊田118	京北町	中 部	4	6,686	217.68
		美山町		3	5,231	340.47
		亀岡市		96	94,555	224.90
		園部町		16	16,766	102.78
		八木町		5	9,391	49.56
		丹波町		15	8,690	74.09
		日吉町		8	6,219	123.50
		瑞穂町		2	5,235	109.73
		和知町		3	4,004	119.25
	計1市8町		152	156,787	1,361.96	

	SBJ-路	乗車時間別内訳(単位:分)			
		~60	61~70	71~	計
丹波	北	26	4	3	33
	中	28	2	3	33
	東南	24	1		25
	南	26	6		32
		104	13	6	123

(平成14年2月1日現在)

注1:「児童生徒数」欄は平成13年5月1日現在の数値

2:「人口」欄は平成12年国勢調査による数値

3:S Bはスクールバスを示す

## 【学校の状況】

丹波養護学校については、

学校は八木町に位置しているが、児童生徒の大半を占める亀岡市とは隣接している。

児童生徒数は逡減傾向にあったが、平成9年度から増加に転じており、近年、交通状況が改善されてきていることから、今後の人口動態を注視していく必要がある。

スクールバス通学による乗車時間は亀岡市から乗車する児童生徒が多数いることと船井郡を走行するコースが北コースのみであるため通学に多くの時間を要している状況にある。

通学区域と障害保健福祉圏域とは一致している。  
という状況であり、児童生徒数の増加への対応及びスクールバスのコースの再編については検討を要する。

## 【再編の基本方向】

丹波養護学校の通学区域は、現行どおりとする。

< 南部地域 >

南部地域には、現在通学制の養護学校を4校設置している。うち1校は、自主通学が可能な山城教育局管内の軽度知的障害児を対象とした通学高等部を設置している城陽養護学校である。他の3校の通学区域等の状況は資料3 - 1のとおりである。

(資料3 - 1)

南部地域養護学校(通学制)の状況

< 現状 >

	所在地	通学区域 市町名	障害保健 福祉圏域	児童生 徒数	人口	面積 (㎡)
桃山	京都市伏見区桃山町遠山50	京都市A	南山城	24	-	-
		宇治市A		75	189,112	67.55
		八幡市A		38	73,682	24.38
		計2市		137	262,794	91.93
向日が丘	長岡京市井ノ内朝日寺11	京都市B	-	3	-	-
		向日市	京都乙訓	53	53,425	7.67
		長岡京市		60	77,846	19.18
		大山崎町		16	15,736	5.97
		宇治市B	南山城	18	189,112	67.55
		八幡市B	16	73,682	24.38	
		計4市1町	166	216,229	124.75	

	所在地	通学区域 市町名	障害保健 福祉圏域	児童生 徒数	人口	面積 (㎡)
南山城	相楽郡精華町大字山田	宇治市C	南山城	12	189,112	67.55
		城陽市		55	84,346	32.75
		久御山町		5	17,080	13.86
		京田辺市		31	59,577	42.94
		井手町		5	9,102	18.01
		宇治田原町		13	9,840	58.26
		山城町	相楽	4	9,122	24.53
		木津町		21	33,683	23.62
		加茂町		7	16,004	36.97
		笠置町		2	2,056	23.57
		和束町		5	5,457	64.87
		精華町		29	26,357	25.66
		南山城村		4	3,784	64.21
		計3市9町1村		193	465,520	496.80

	SBC-駅名	乗車時間別内訳（単位：分）			
		～60	61～70	71～	計
桃山	八幡	19	3	10	32
	橋本	10	4	2	16
	宇治	26		6	32
		55	7	18	80
向日が丘	乙訓北	28	5		33
	乙訓南	25	2		27
	八幡	15	5		20
	宇治北	8	2		10
	宇治南	14	5		19
	ジャンボ	4			4
		94	19		113
南山城	久御山	24	1		25
	月ヶ瀬	18	3		21
	城陽	25			25
	宇治田原	27	1		28
	和束	16	2	1	19
	京田辺	20			20
		130	7	1	138

（平成14年2月1日現在）

注1：「児童生徒数」欄は平成13年5月1日現在の数値

2：「人口」欄は平成12年国勢調査による数値

3：「京都市A」は桃山学園

「京都市B」は京都市及び久御山町

「宇治市A」は平盛及び西大久保小学校区を除く宇治市内の知的障害児童生徒

「宇治市B」は宇治市内の肢体不自由児童生徒

「八幡市A」は八幡市内の知的障害児童生徒

「八幡市B」は八幡市内の肢体不自由児童生徒

「宇治市C」は平盛及び西大久保小学校区の知的障害児童生徒

4：SBはスクールバスを示す

5：ジャンボはジャンボタクシーを示す

## 【学校の状況】

桃山養護学校については、

学校は京都市内に位置しており、知的障害児施設「京都府立桃山学園」と隣接している。

児童生徒数は平成3年度をピークに逡減傾向にあり、平成10年度からは安定した状態である。

スクールバス通学による乗車時間は3コースの全てが八幡市内が起点であり、八幡市内からの乗車時間は1時間を超えている。

学校所在地と通学区域の障害保健福祉圏域が異なる。

学校の立地条件及び施設・設備の関係から肢体不自由児の収容が不可能なため、知的障害児のみが通学している。

という状況である。今後、養護学校が地域社会に密着した機能・役割を果たしていくためには、現在の通学区域の再編を図る必要がある。

向日が丘養護学校については、

学校は長岡京市に位置しており、児童生徒数の大半を乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）が占めている。

宇治市及び八幡市内からは肢体不自由児のみが通学している。

児童生徒数は平成元年度をピークに逡減傾向であったが、平成11年度から増加に転じている。

スクールバス通学による乗車時間は、ジャンボタクシーの活用により概ね1時間以内であるが、宇治市及び八幡市方面から乙訓地域へのコースは交通渋滞の影響を受けやすい。

という状況である。今後、養護学校が地域社会に密着した機能・役割を一層果たしていくためには、現在の通学区域を縮小する必要がある。

南山城養護学校については、

学校は精華町に位置しており、通学区域は13市町村となっている。

児童生徒数は昭和63年度をピークに逡減傾向であったが、平成7年度から逡増傾向となった。

スクールバス通学による乗車時間は自動車専用道路の活用や増

車等により概ね 1 時間以内である。

という状況であり、通学区域の市町村数は府内最大である。今後、児童生徒数の増加が予想され、今後、養護学校が地域社会に密着した機能・役割を果たしていくためには、現在の通学区域を縮小する必要がある。

#### 【再編の基本方向】

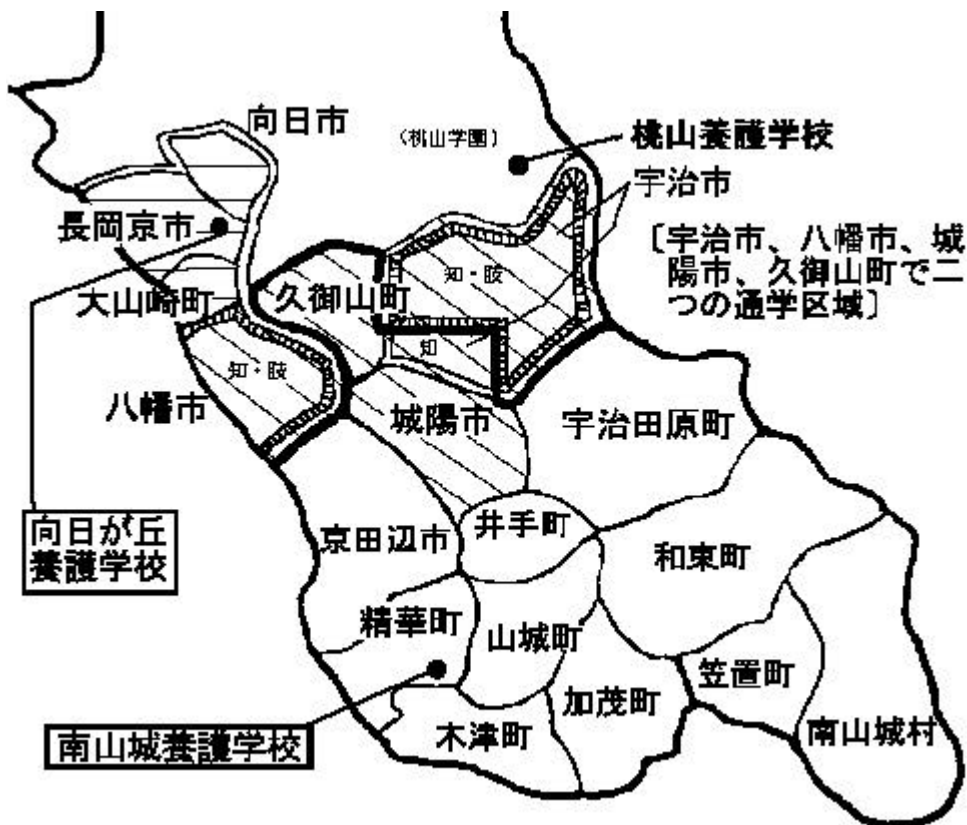
向日が丘養護学校の通学区域を縮小して、向日市、長岡京市及び大山崎町とする。

南山城養護学校の通学区域を縮小して、京田辺市、綴喜郡及び相楽郡とする。

宇治市、八幡市、城陽市及び久御山町については、新たに 2 つの通学区域に再編するが、再編に当たっては、今後関係市町村と調整する必要がある。(資料 3 - 2 参照)

また、城陽養護学校の通学高等部は現行どおりとする。

通学区域の再編（南部）（案）



通学区域		乙訓教育局管内	京都市域	宇治市	八幡市	城陽市	久御山町	京田辺市、綴喜郡、相楽郡
現 状	知的	<136人> 向日が丘		<136人> 桃山 <99> <37>				<182人>
	肢 体			南山城 <12>		南山城 <73>		<109>
再 編 後	知的	<136人> 1		<256人> 2				<109人>
	肢 体							1

乙訓教育局管内...向日市、長岡京市、大山崎町  
 京都市域...桃山学園（知的障害）  
 児童生徒数は、平成14年5月1日現在。



## (2) 障害の重度・重複化、多様化への対応

近年、医療技術の進歩により、かつては病院に入院する必要があった重症心身障害児が、自宅で生活し通学するようになってきている。また、ノーマライゼーションや「脱施設化」の考え方が浸透する中で、特に、年少児を持つ保護者は、自ら医療的ケアを実施しながらでも家庭で生活させ、更に、学校に通学させたいとの強い願いがある。

こうした中で、最も障害の重い児童生徒も自宅から通学するようになってきていることや、肢体不自由の単一障害児のほとんどが地域の学校へ就学していることなどに伴って、養護学校においては障害の重度・重複化、多様化が進んできている。

こういった児童生徒の障害の状況を踏まえ、養護学校において一人一人の障害の状況や特性等に応じて、よりきめ細かな教育を進めていくため、以下の点についてその充実に努める。

障害の状況や特性等に応じた施設・設備の充実

障害の重度・重複化、多様化により一人一人の障害に応じた適切な教育的対応が求められている。

そのため、例えば体温調節の困難な児童生徒には空調設備の整備が、重症心身障害児の運動訓練には水治訓練室等が必要である。

また、言語による意思伝達が困難な自閉症児が、視覚などを通して効果的に情報を得て、見通しを持って落ちついて学習するためには、使用目的別の学習スペースや個別学習のためのスペース、必要な場合には刺激を遮断して落ちつくためのいわゆるクールダウン室等が効果的とされている。

さらには、ダイナミックな集団活動をするためのプレイルーム等広いスペースや用途に応じて廊下を取り込めたり、1室を2室に変更できる間仕切り可能な部屋の設置なども指導上必要である。

こうした障害の状況や指導方法上必要な施設・設備の整備につ

いては、引き続き改修時などの機会を活用して計画的に進める。

#### 医療等専門機関との連携強化

近年の医学の進歩等により在宅医療が進み、保護者が医療的ケアを行いながら子どもを育てるようになってきている。現在でも医療的ケアが必要な児童生徒は在籍しており、今後、どの養護学校においてもその対応が必要になると考えられる。

このことは全国的に共通する課題でもあり、国において平成10年度から学校における医療的バックアップ体制について調査研究が進められている。

「在り方懇話会」の「まとめ」にもあるように、医療的ケアに対する対応を学校で実施して欲しいとの保護者の要望は極めて強くなってきている。児童生徒が安全に安心して学校教育が受けられるよう、現在取り組まれている他府県の研究成果等について情報収集に努めるとともに、医療的ケアのガイドラインの作成を含め、医師等の巡回制度の導入など学校における医療との連携の在り方についての実践的研究の検討を進める。

また、近年の障害や発達の研究の深まりなどにより、自閉症等の広汎性発達障害やADHD（注意欠陥／多動性障害）と診断される児童生徒が増加している。さらに拒食症など心理的な面で課題のある児童生徒も増加してきている。

こうしたことから、一人一人の障害や行動特性に応じた効果的な指導を進めていくためには、医療、福祉、心理など専門的な機関との連携を図っていくことが必要になってきている。

そのため、今後、各養護学校の状況に応じて、医師、理学療法士や作業療法士等の専門職、臨床心理士等の有資格者の活用について検討を進める。

## 病気療養児の教育の充実

現在、病気療養児に対する教育は、病院等に隣接する病弱養護学校や小・中学校に設置されている病弱・身体虚弱学級で行われている。

しかし、近年の医学の進歩等により、入院している児童生徒の疾患構成が多様化し、入院期間も短期・頻回化が進んでおり、小・中学校と病弱養護学校を何度も行き来する児童生徒が増加している。また、病院内学級や養護学校を設置していない病院へ入院するケースもあり、学習空白をきたしている児童生徒や入院するほどでもないが一定の生活規制が必要な児童生徒もいる。

こうした状況を踏まえ、病院等関係機関とも連携を図る中で、病弱養護学校への通学制や訪問教育制度の導入について検討を進める。

### (3) 養護学校における教育指導の充実について

障害児教育の目標は、児童生徒一人一人の障害の状況に応じて個々の能力や可能性を最大限に伸ばさせ、自立や社会参加するための基盤となる「生きる力」を身に付けさせることにある。

そのためには、学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況などについて保護者に説明したり、保護者からの意見を聞いたりするなどして、相互の意志疎通を十分に図っていくことが重要である。

また、児童生徒一人一人をきめ細かな視点で的確に把握し、長期目標や短期目標を具体的に定めた上で「個別の指導計画」を作成し、日々の指導に積極的に活用していくなど、きめ細かな教育の推進が求められている。

こうしたことから、養護学校における教育指導に関して、特に、以下の点について一層の充実を図る。

## 開かれた学校づくりの推進

近年、ノーマライゼーションの進展に伴い、障害のある児童生徒が地域社会の一員として主体的に活動し、地域社会の中で豊かに生きていくことが求められている。

身近な地域社会の中で、障害のある児童生徒が様々な体験活動を通して望ましい人間関係を築き、生き生きと生活していくためには、府や市町村などの行政機関はもとより、居住地域を中心にした幅広い人々の理解と支援が必要である。各養護学校においては、新たに設置する学校評議員等を積極的に活用し、地域生活における支援の輪を広げるとともに、地域社会から信頼される開かれた学校づくりの推進に努める。

## 教員の指導力の向上

「在り方懇話会」の意見にもあるように、障害の重度・重複化、多様化の中で、「自立と社会参加」に必要な「生きる力」を付けてほしいという保護者の願いにこたえるためには、教員個々の指導力の向上を図ることが極めて重要である。

特に、障害の状況が極めて多種多様となり、その程度も軽度から最重度まで幅広くなっている中では、障害児教育で従前から蓄積されてきた指導法だけでなく、医療や心理等の分野での最近の研究成果も踏まえた適切な指導を行うことが要請されている。

そのため、教育職員免許法の認定講習等を活用して、養護学校に勤務する教員に特殊教育教諭免許状の取得を奨励するとともに、府総合教育センターと養護学校が連携を図り、現代的課題に即した実践的な研修機会を設定するなどして、教員の実践的指導力の向上に努める。

さらに、国立特殊教育総合研究所や大学等への派遣研修を通じ、幅広い視点に立ち、高い専門性を有したスペシャリストとして指

導力が発揮できるリーダーの育成に努める。

## 高等部教育の充実

### ア 職業教育の充実

高等部においては、卒業後の進路を見据え、一人一人の障害の状態や特性に応じて、教科別指導中心から、領域・教科を合わせた作業学習中心の教育課程へと改善を積極的に進めたり、進路指導の場面や卒業後のケア等からフィードバックされた課題を教育内容に取り込むなど、児童生徒の自立と社会参加を促進するための効果的な指導方法や内容の改善に努める。

また、生徒個々の能力と適性に合った作業学習の一層の工夫・改善を行うとともに、進路先の拡大に向け地域や地元企業等と日常的、継続的な連携に努める。

さらに、地域の特色を生かした社会人講師の活用についても検討を進める。

### イ 重度障害児の進路指導の充実

重度障害児の進路先は、福祉的就労（授産所、作業所）または更生施設、病院等が主となっているが、生徒個々の適性や希望に沿った進路指導を進めるため、体験入所や体験実習を取り入れたり、また、生徒が主体的に取り組めるよう、補助具等の使用や興味のある作業種目を設定するなど、生徒の実態を考慮した指導内容の改善を図る。

さらに、施設等の作業内容を学習に取り入れたり、逆に学校の学習内容や方法を施設等での学習に生かすなど、地域の関係機関と連携しやすい環境づくりに努める。

## 情報教育の充実

現在、盲・聾・養護学校では、全校でインターネットへの接続

が可能となり、コンピュータ機器や周辺機器などのハード面の整備は充実しつつある。また、指導する教員のコンピュータ操作の能力も年々向上してきている。特に、養護学校では、授業や部活動でインターネットを活用して情報収集（調べ学習）やEメールによる他校との交流、ホームページによる情報発信が行われている。また、様々なソフトウェアを活用して、観察記録、文書作成、ポスター作り、作曲など、様々な分野でコンピュータが積極的に活用されてきている。

今後は、コンピュータが児童生徒の興味関心を引き出す教材として、また児童生徒の障害を補う支援機器として、更には生活の中で役立つ道具として、利用することができるよう必要な整備に努める。

#### 4 おわりに

京都府教育委員会では、21世紀を担う子どもたちが豊かな心をはぐくみ、夢や希望を持って世界にはばたく人間として育つように、今後の京都府の教育改革の基本方向を示すものとして、「京の子ども、夢・未来」プラン21を策定している。

その中で障害児教育については、特に「ノーマライゼーションの実現」を基本理念において、障害の重度・重複化、多様化に対応し、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな教育の推進を今後の教育施策の重点として位置付けている。

今回の再編整備計画を着実に進め、21世紀にふさわしい障害児教育の創造に努めていきたい。

# 参 考 资 料

## 京都府における障害児教育のあゆみ

年 号	京 都 府	国
明治5年		・「学制」施行
明治11年	・わが国最初の「京都盲啞院」設立	
明治19年		・小学校令で就学義務の猶予を規定
明治23年		・小学校令で就学義務の免除を規定
大正11年	・京都市立成徳小学校に京都最初の「特殊学級」開設	
昭和6年	・京都市立盲学校及び聾啞学校を京都府に移管、府立学校とする。	
昭和7年	・聾啞学校を聾学校と改称	
昭和22年		・日本国憲法、教育基本法、学校教育法施行。 「学校教育法」で盲・聾・養護学校教育の義務制を規定
昭和23年		・盲学校・聾学校（小・中学部）逐年進行で義務制実施
昭和25年	・舞鶴市立三笠小学校に府内最初の「特殊学級」開設	
昭和27年	・「盲学校・聾学校舞鶴分校」開校	
昭和28年		・「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の判別制実施について」次官通達
		・文部省、精神薄弱児実態調査
昭和29年		・「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」公布
昭和31年		・「公立養護学校整備特別措置法」公布
昭和32年	・「京都府特殊教育研究会」発足 （昭48「京都府障害児教育研究会」と改称）	・給与改正により調整額8%（特殊学校4%）がつく。
		・特殊学級への設備補助金支給始まる。
		・「盲学校・聾学校（小・中学部）学習指導要領一般編」通達
昭和33年		・「学校保健法」施行
昭和34年		・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」施行
昭和37年		・「学校教育法及び同法施工令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」初中局長通達
昭和38年		・「養護学校（小・中学部）学習指導要領」通達
昭和39年	・「京都府下特殊学級設置校長会」発足 （後に「京都府障害児学級等設置学校長会」と改称）	・文部省著作「養護学校用教科書」作成
		・「盲学校・聾学校学習指導要領（小学部）」告示



年 号	京 都 府	国
昭和40年	・「京都府立盲学校、聾学校及び養護学校の学則」制定	・「盲学校・聾学校学習指導要領（中学部）」告示
昭和41年		・「盲学校・聾学校学習指導要領（高等部）」告示
昭和42年	・「府立向日が丘養護学校」開校	・文部省、精神薄弱児実態調査（第2次）
昭和43年	・聾学校聴能言語室開設	
昭和44年	・「府立与謝の海養護学校」開校	・特殊教育総合研究調査協力者会議が「特殊教育の基本的な施策のあり方について（報告）」を公表
昭和45年	・国立舞鶴病院内に「病弱学級」開設（倉梯小学校籍）（現舞鶴養護学校）	・「心身障害者対策基本法」公布
昭和46年	・京都府議会「教育の機会均等推進に関する意見書」議決	・「盲学校・聾学校及び養護学校（小・中学部）学習指導要領」を改訂（養護・訓練を領域として新設）
昭和47年	・「府立与謝の海養護学校桃山分校」開校（後に「府立桃山養護学校」となる。）	・国立特殊教育総合研究所開設
昭和48年	・「在宅障害児訪問指導教育制度」発足	・「盲学校及び聾学校（高等部）の学習指導要領」を改訂し、「養護学校（高等部）の学習指導要領」を作成
昭和49年	・「府立桃山養護学校」開校	・養護学校義務制に関する政令公布（昭和54年より実施）
昭和50年	・「京都府適正就学指導委員会」発足	・国立久里浜養護学校開設
昭和51年	・府内市町村適正就学指導委員会の設置率100%となる。	
昭和53年	・「京都府障害児教育諸学校研究協議会」発足	
	・重症心身障害児施設「花明、木の花学園」内に亀岡小学校障害児学級開設	
	・「府立丹波養護学校」開校	・特殊教育に関する研究調査会「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方（報告）」発表
	・盲・聾教育開学100周年記念行事開催（京都の障害児教育100年）	・「学校教育法施行令及び学校保健法施行令等の一部改正について」事務次官通達
	・京都府障害児教育教科用図書等調査委員会議を設置し、「障害児教育関係教科用図書等調査研究のまとめ」を作成	・「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」初中局長通達
		・「盲学校・聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について」教育課程審議会答申

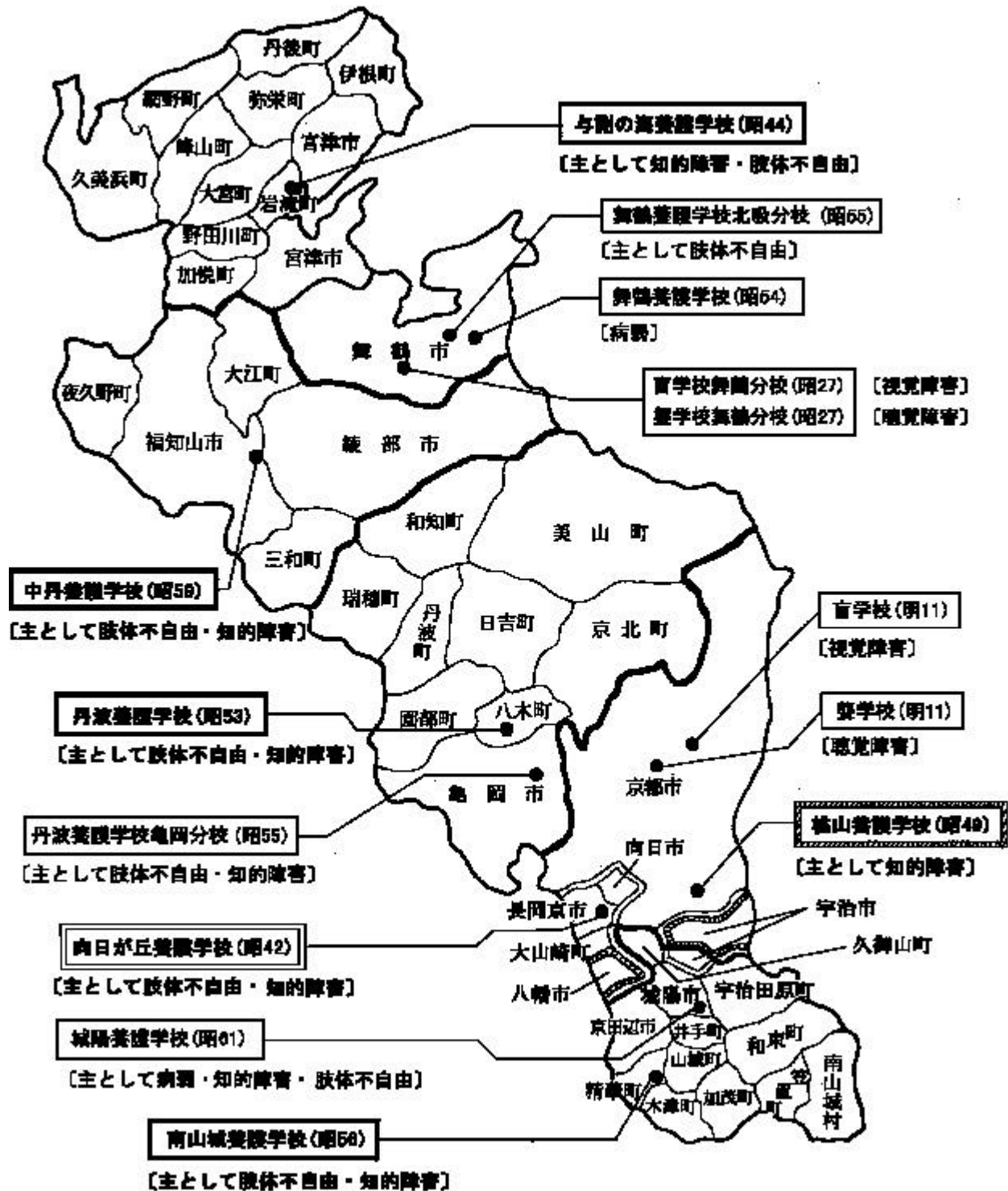
年 号	京 都 府	国
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府立舞鶴養護学校」開校</li> <li>・国立療養所南京都病院しらうめ病棟の重症心身障害児に訪問教育を実施（府立桃山養護学校）</li> <li>・府内中学校障害児学級及び府立養護学校卒業生の進路追跡調査を実施</li> <li>・京都府障害児教育諸学校（小・中学部）教育課程検討委員会を設置</li> <li>・同教育課程編成資料を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際児童年</li> <li>・養護学校義務制スタート</li> <li>・「盲学校・聾学校及び養護学校(小・中学部)（高等部）学習指導要領」を改訂</li> <li>・盲学校・聾学校及び養護学校小学部の「改訂学習指導要領」施行</li> </ul>
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府立丹波養護学校亀岡分校」及び「府立舞鶴養護学校北吸分校」開校</li> <li>・京都府障害児教育諸学校（高等部）教育課程検討委員会を設置</li> </ul>	
昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府立南山城養護学校」開校</li> <li>・府総合教育センターを開設し、障害児教育部門を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際障害者年</li> </ul>
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府立南山城養護学校に病弱分教室」開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊教育研究調査協力者会議「心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方（報告）」を公表</li> <li>・養護学校用小学部算数科・国語教科書指導書作成</li> </ul>
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府立南山城養護学校城陽分校」開校</li> </ul>	
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府立中丹養護学校」開校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心身障害児の就学指導資料」の発行（昭59.10）(文部省)</li> </ul>
昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府立聾学校舞鶴分校中学部を全面的に廃止</li> <li>・府立丹波養護学校亀岡分校に「高等部分教室」を開設</li> </ul>	
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府立城陽養護学校」開校</li> <li>・府立城陽養護学校に重症心身障害者の高等部を開設</li> <li>・「京都府立学校の管理運営に関する規則」の制定に伴い府立盲・聾・養護学校の学則を各学校毎に制定</li> </ul>	
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府立城陽養護学校に軽度知的障害児の社会自立を目指した高等部普通科「職業教育系」開設</li> <li>・第24改全国身体障害者スポーツ大会「愛とふれあいの京都大会」に盲・聾・養護学校の児童生徒が参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行に伴う「精神薄弱者」の取扱いについて（昭63.4）(労働省)</li> <li>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正及び柔道整復師の一部を改正（昭63.5）(厚生省)</li> <li>・「盲学校・聾学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について」教育課程審議会答申（昭63.12）</li> </ul>

年 号	京 都 府	国
平成元年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正（平元.9）</li> <li>・盲学校・聾学校及び養護学校幼稚部、小学部、中学部及び高等部の学習指導要領を改訂（平元.10）</li> </ul>
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育用コンピュータ整備事業</li> <li>・盲・聾・養護学校芸術鑑賞会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通級学級研究協力者会議設置（平2.6）</li> </ul>
平成3年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通級学級研究協力者会議「通級の充実方策について（中間のまとめ）」答申（平3.7）</li> </ul>
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府立盲学校高等部専攻科に保健医療科を新設</li> <li>・「音楽フェスティバル」に盲・聾・養護学校の児童生徒が参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通級学級研究協力者会議「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」答申（平4.3）</li> <li>・「学校週5日制の実施について」初等中等教育局長通知</li> <li>・初任者研修制度特殊教育諸学校で本格実施（平4.4）</li> </ul>
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内最初の「通級指導教室」開設</li> <li>・第1回京都府立養護学校高等部スポーツ交流会実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校教育法施行規則の一部改正について」初等中等教育局長通達（平5.1.28）（通級による指導の制度化）</li> </ul>
平成6年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の権利に関する条約について」文部事務次官通知（平5.5.20）</li> <li>・「病気療養児の教育について」初等中等教育局長通知（平6.12.21）</li> </ul>
平成7年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「就学指導資料」の発行（平7.1）（文部省）</li> <li>・学習障害児等に対する指導について（中間報告）」調査研究協力者会議（平7.3.27）</li> </ul>
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府障害者基本計画」策定</li> <li>・第1回「ふれあい・心のステーション」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について（報告）」調査研究協力者会議（平8.3.18）</li> <li>・第15期中央教育審議会「審議のまとめ」（平8.6.18）</li> </ul>
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲・聾・養護学校高等部訪問教育の試行的実施</li> <li>・盲・聾・養護学校情報ネットワーク推進事業</li> <li>・低床型スロープ付きスクールバスの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊教育の改善・充実に関する調査協力者会議の第一次報告について（平9.2.14）</li> <li>・特殊教育の改善・充実に関する調査協力者会議の第二次報告について（平9.10.21）</li> <li>・「教育課程の基準の改善の基本方向について」教育課程審議会（平9.11.17）</li> </ul>

年 号	京 都 府	国
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護学校高等部訪問教育の対象を中学部過年度卒業生まで拡大</li> <li>・京都府教育庁指導部学校教育課に障害児教育室設置（平10.6）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第16期中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育の充実」（平10.6.30）</li> <li>・教育課程審議会最終答申（平10.7.24）</li> <li>・教育職員養成審議会最終答申（平10.10.29）</li> <li>・小・中学校学習指導要領告示（平10.12.14）</li> <li>・高等学校学習指導要領告示（平11.3.29）</li> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校（幼稚部、小・中学部、高等部）学習指導要領告示（平11.3.29）</li> <li>・小・中・高等学校、盲・聾・養護学校の学習指導要領移行措置の告示（平11.6.3）</li> <li>・「学習障害児に対する指導について（報告）」調査研究協力者会議（平11.7.2）</li> <li>・「21世紀の特殊教育の在り方について（中間報告）」調査研究協力者会議（平12.11.6）</li> </ul>
平成11年		
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護学校高等部訪問教育の本格実施</li> <li>・「府立学校の在り方について（中間まとめ）」府立学校の在り方懇話会（平12.12.1）</li> </ul>	
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府立聾学校に「通級指導教室」開設（平13.4）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」調査研究協力者会議（平13.1.15）</li> </ul>
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府立学校の在り方について（まとめ）」府立学校の在り方懇話会（平14.1.15）</li> </ul>	

# 府立盲・聾・養護学校の所在地と養護学校の通学区域

(平成13年5月1日現在)

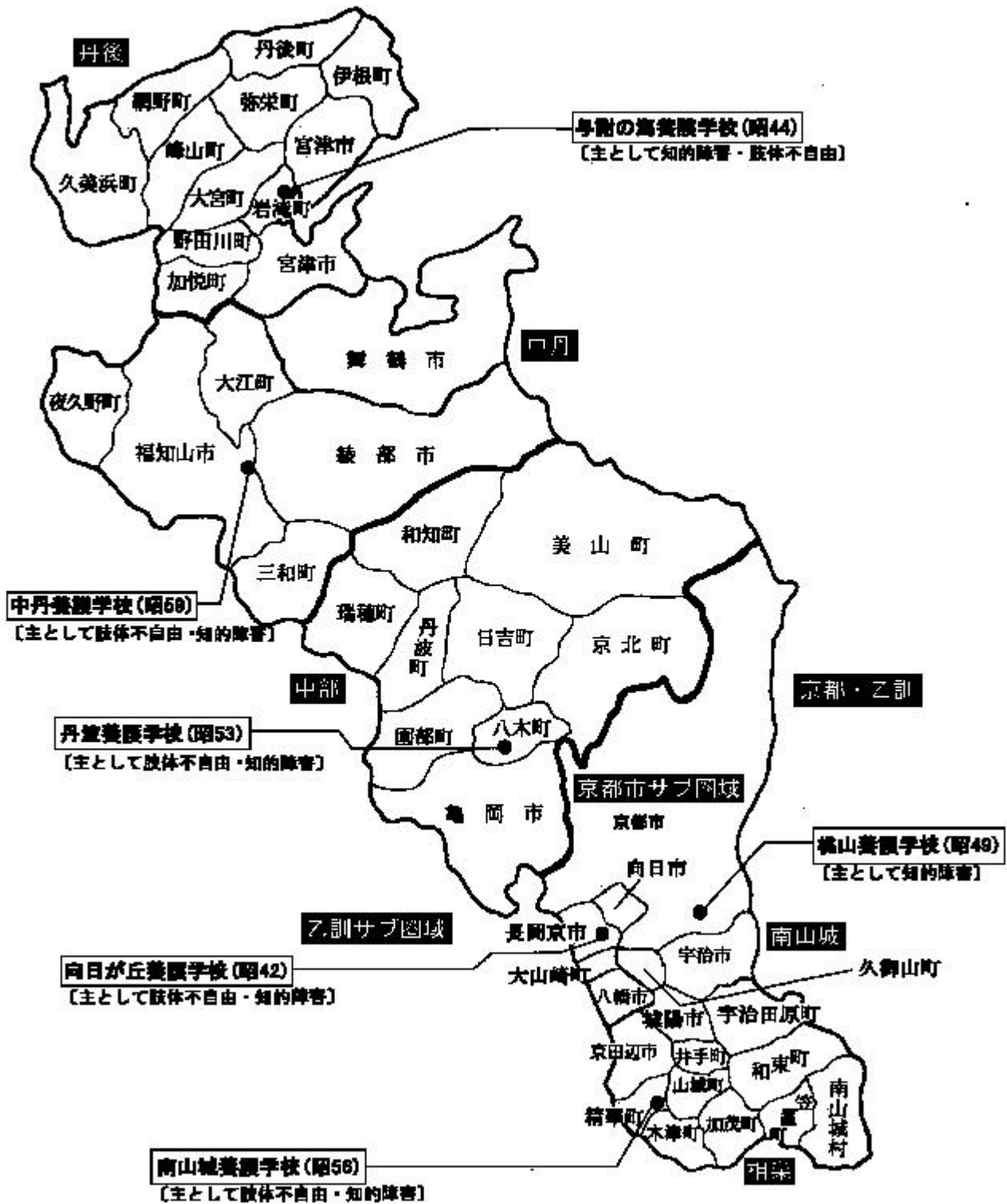


## 南部地域の通学区域

養護学校名	通学区域
桃山	宇治市(知)・八幡市(知)・桃山学園
向日が丘	向日市・長岡京市・大山崎町・宇治市(肢)・八幡市(肢)
南山城	宇治市(知)の一部・久御山町・城陽市・京田辺市・綴喜郡・相楽郡

知：知的障害、肢：肢体不自由

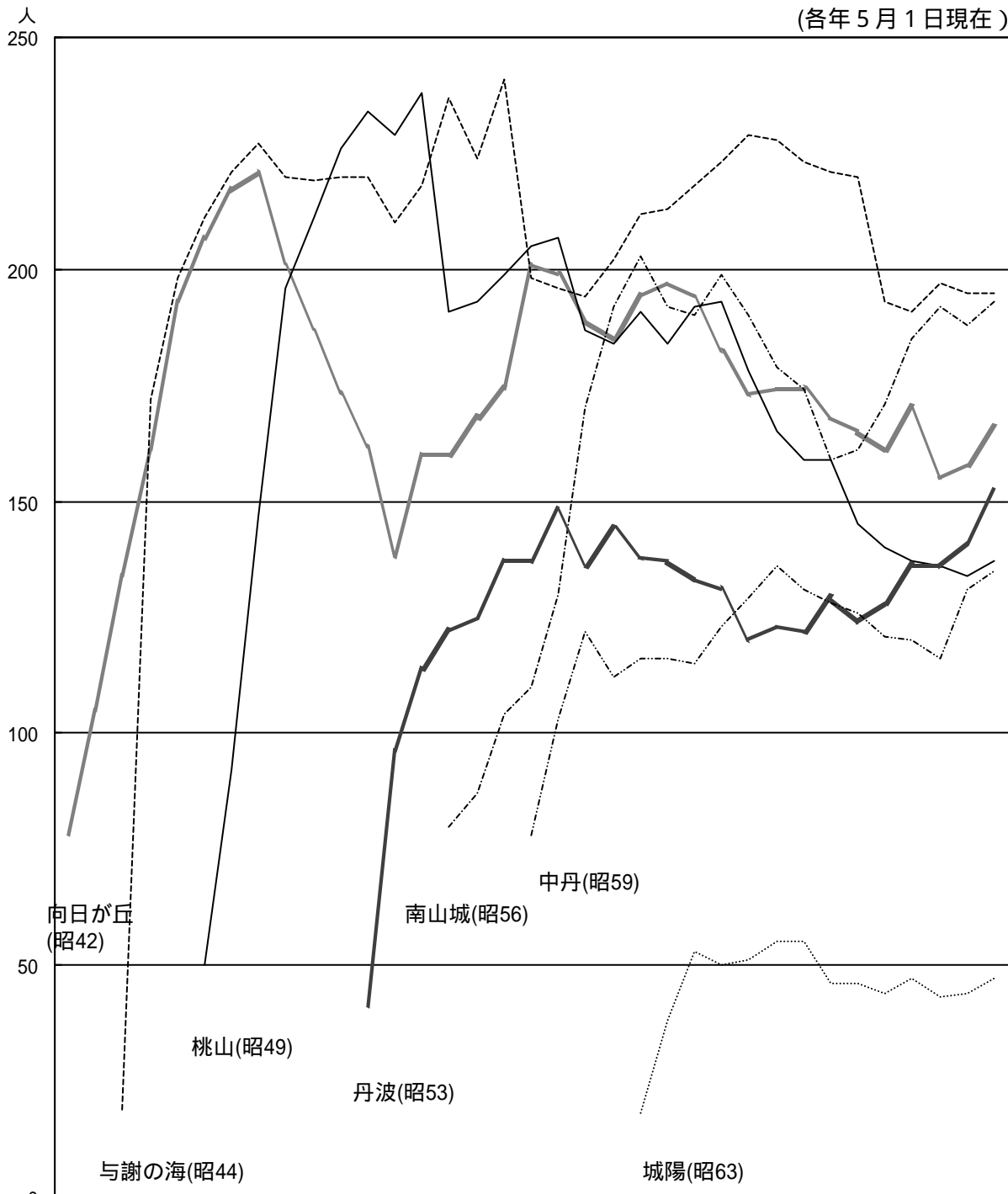
## 養護学校通（通学制）と障害保健福祉圏域との関係



- (注) 1 「障害保健福祉圏域」は、府障害者基本計画の推進に関する広域圏として設定され、府医療計画に基づく「2次医療圏」及び府高齢者保健福祉計画に基づく「老人保健福祉圏域」と同一区域
- 2 養護学校（通学制）は、「城陽養護学校」を除く。（全員自主通学の高等部生徒で、通学区域は山城教育局管内）

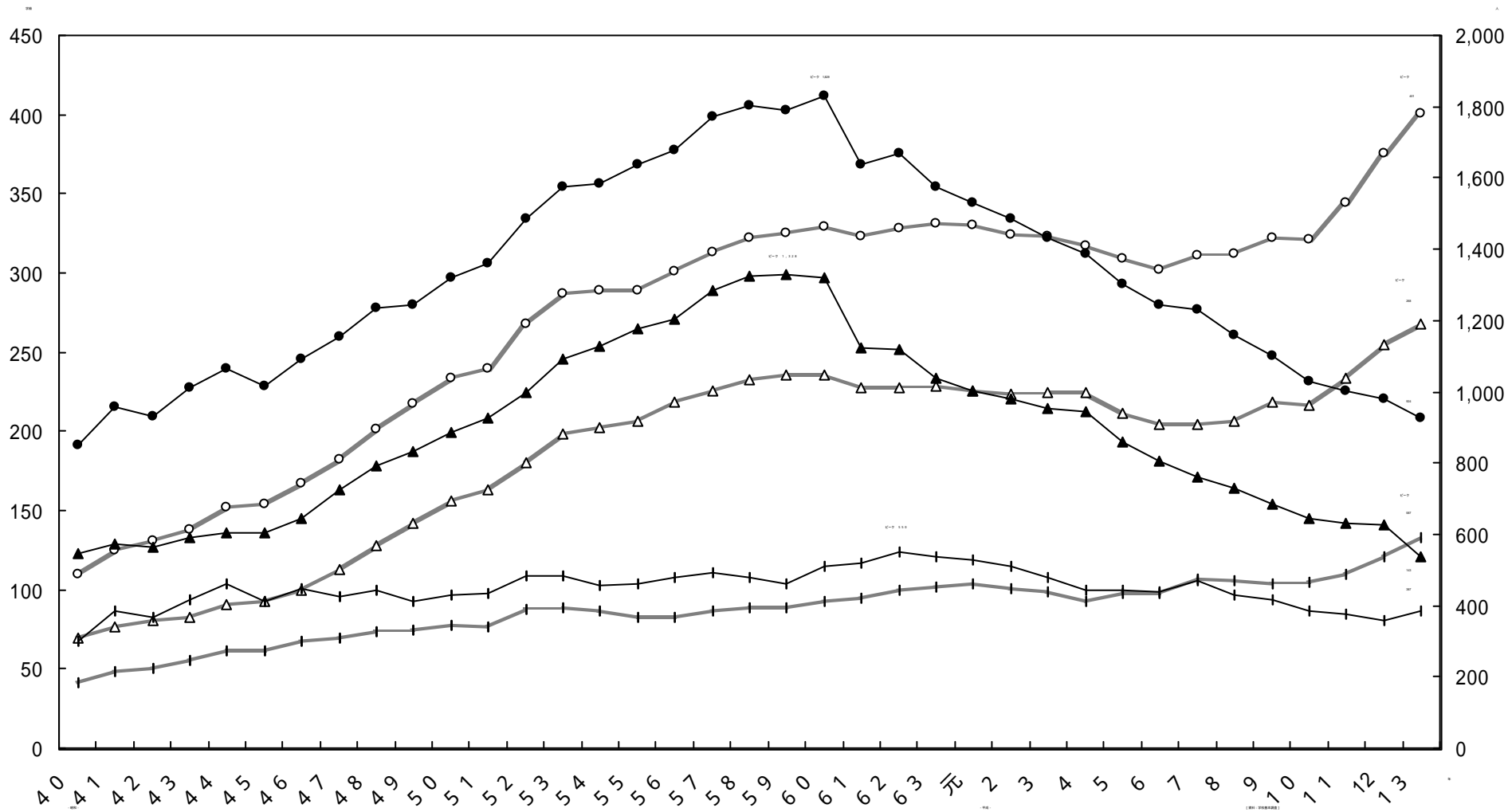
# 府立養護学校児童生徒数の推移（通学制学校別）

（各年5月1日現在）



	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13						
向日が丘	78	105	134	161	193	207	217	221	201	187	173	162	138	160	160	168	174	201	199	189	185	194	197	194	182	173	174	174	168	165	161	170	155	158	166						
桃山						50	92	147	196	211	226	234	229	238	191	193	199	205	207	187	184	191	184	192	193	178	165	159	159	145	140	137	136	134	137						
南山城															80	87	104	110	130	170	192	203	192	190	199	190	179	174	159	161	171	185	192	188	193						
城陽																							18	38	53	50	51	55	55	46	46	44	47	43	44	47					
丹波												41	96	114	122	125	137	137	148	136	144	138	137	133	131	120	123	122	129	124	128	136	136	141	152						
中丹																								78	103	122	112	116	116	115	123	129	136	131	128	126	121	120	116	131	135
与謝の海				19	172	198	211	221	227	220	219	220	220	210	218	237	224	241	198	196	194	202	212	213	218	223	229	228	223	221	220	193	191	197	195	195					

[資料：学校基本調査]



△ 学級数(小学校)      —+— 学級数(中学校)      ○ 学級数(合計)  
—▲— 児童生徒数(小学校)      —+— 児童生徒数(中学校)      ● 児童生徒数(合計)